
⑦ 友部第一児童公園の遊具の利用を一時停止します

問 都市計画課(内線 587)

改修工事のため、鉄棒の利用を一時停止します。そのほかの遊具は利用可能です。

利用停止期間 11月10日(月)～12月12日(金)

※工事の進捗状況により変更となる場合があります。

場所 友部第一児童公園(笠間市八雲 1-5-23)

⑧ ゆかいふれあいセンターの修繕工事を行います

問 資源循環課(内線 130)

プール内の排煙窓を修繕するため、期間中プールの利用を中止します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

工事期間 12月19日(金)～令和8年1月12日(月・祝)

場所 ゆかいふれあいセンター(笠間市長兎路仁古田入会地 1-171)

⑨ 住宅瓦屋根の改修工事に係る費用の一部を補助します

問・申 都市計画課(内線 587)

市では、強風災害などによる住宅瓦屋根の被害を防止し、市民が安全に生活できる住宅が確保できるよう、旧基準で施工された瓦屋根の改修工事について、その一部を補助する「笠間市瓦屋根耐風改修工事補助金」を開始します。

対象者 自己が居住する補助対象建築物の所有者の方

補助金の交付の申請日において市税を滞納していない方

対象建築物 瓦屋根の住宅(併用住宅については住宅以外が過半でないもの)で、瓦屋根診断技士など(※)による耐風診断の結果、令和2年改正の建築基準法告示基準に適合していないと判断された建築物

※瓦屋根診断技師などとは瓦屋根診断技師、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士のいずれかの資格を指します

対象工事 告示基準に適合する瓦屋根、または金属屋根などへの全面改修を行う工事

補助金額 瓦屋根の耐風改修工事に係る工事費または改修を行う屋根面積1平方メートルあたりに24,000円を乗じた額のいずれか低い額の23パーセントの額とし、500,000円を限度額とする(千円未満の端数は切り捨て)。

定員 2件(先着順)

申込方法 工事の着手前に補助金の交付決定を受ける必要がありますので、事前に都市計画課までご相談ください

申込期間 11月10日(月)～令和8年2月20日(金)

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。

市農業公社 TEL 0296-73-6439